

樹木剪定業務仕様書

本仕様書は、中能登町営住宅の業務及び管理の実施基準の樹木剪定業務に使用するものとする。

1 提出書類

維持管理・運営事業者は、本業務について、次の関係書類を、作業月の翌月に提出する「実績報告書」で報告すること。

- (1) 業務責任者選任届
- (2) 業務責任者が、当該業務を実施するために法令等で定められた資格が必要な場合は、それを証する書類
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了報告書
- (5) 業務についての作業状況がわかる写真

2 該当箇所

町営住宅敷地内にある次の樹木

- (1) 高木（原則 5 メートル以上）
- (2) 駐車場（町営住宅敷地内において、駐車場として独立している場所に限る）にある樹木
- (3) 受水槽周辺にある樹木
- (4) 枝折れや倒木などの危険な樹木

3 業務責任者

- (1) 維持管理・運営事業者は、業務開始前に本業務を確実に履行できる業務責任者を選任すること。
- (2) 業務責任者は、当該業務に精通した者とし、法令等で業務を実施するための資格が定められている場合は、当該資格を有する者でなければならない。
- (3) 業務責任者は、作業工程表を作成すること。
- (4) 業務責任者は、作業中現場に常駐し、技術上及び安全上の管理等行わなければならない。

4 業務内容

- (1) 町営住宅敷地内にある高木
 - ア 生育状況や位置を確認し、剪定実施の順序等の剪定計画を町に提出すること。
 - イ 前項の計画に基づき、順次剪定を実施すること。なお、1本につき、5年に1回以上剪定を行うこと。

ウ 入居者等から苦情や要望があった場合は、町と協議を行い、必要に応じて、剪定順序を入れ替えるなどして実施すること。なお、当該費用については、本業務費用に含めること。

(2) 駐車場にある樹木及び受水槽周辺にある樹木

ア 巡回業務等で樹木の状態をたえず確認し、車の駐車を阻害する、受水槽に枝がかかる、通路や歩道の通行の妨げとなる等の状況にならないよう、剪定を行うこと。

イ 入居者等から苦情や要望があった場合は、町と協議を行い、必要に応じて実施すること。なお、当該費用については、本業務費用に含めること。

(3) 枝折れや倒木などの危険な樹木については、速やかに剪定、伐採等を行うこと。

(4) 剪定については、樹形美を考慮ながら、原則、強剪定を実施すること。

(5) 防犯灯、外灯周辺の剪定は、照明を遮ることがないよう実施すること。

(8) 業務に関わる機器、備品、消耗品、通信費等の費用全般は、全て維持管理・運営事業者の負担とする。

5 安全対策

(1) 作業にあたっては、関係法令等を遵守し、安全に実施すること。

(2) 近隣住民等に対する被害がないよう、安全を確保した上で適切に作業を行うこと。

(3) 既存施設等に損害を与えた場合には、維持管理・運営事業者の責任において原状回復を図り、速やかに町へ報告するものとする。

(4) 車両の搬入については、事故が発生しないよう十分注意すること。

6 その他

(1) 必要に応じて、事前に入居者等に周知すること。

(2) 作業中に異常事態が発生した場合は、直ちに作業を中止し、安全対策を施すとともに、速やかに町に報告すること。

(3) 不明点については、町と協議をして決定すること。